

京都市避難所運営マニュアルの改定に係る業務委託
受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和6年度に国の避難所運営指針が改定され、本市の避難所運営マニュアルにおいても、スフィア基準や能登半島地震の対応等を踏まえた、内容の充実に向けた検討を行い、今後の避難所運営の更なる向上につなげていくに当たり、当該業務を委託するための受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(選定委員会)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 行財政局防災危機管理室長
- (2) 行財政局防災危機管理室地域防災推進課長
- (3) 行財政局防災危機管理室危機管理課長
- (4) 消防局消防団・自主防災推進室自主防災推進課長
- (5) 中京区役所地域力推進室総務・防災課長

2 委員は、次条に定める審議が終了したときは、解任されるものとする。

(審議事項)

第3条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本件業務における受託候補者の選定に係る提案書等の評価に関する事項
- (2) その他必要な事項

(評価基準)

第4条 前条第1号に定める提案書等に係る評価基準は別に定めるものとする。

(委員長)

第5条 選定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は行財政局防災危機管理室長とする。
- 3 委員長は委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(委員の責務)

第7条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、本市が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第8条 選定委員会に関する庶務は、行財政局防災危機管理室が担当する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則（令和7年5月2日決定）

- 1 この要綱は決定の日に施行する。
- 2 この要綱は受託候補者の決定に伴い、その効力を失う。